

諮問第633号
環保安発第2506134号
令和7年6月13日

中央環境審議会会長
大塚 直 殿

環境大臣
浅尾 慶一郎
(公印省略)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置につ
いて（諮問）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第56条
第1項第1号の規定に基づき、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附
属書改正に係る同法に基づく追加措置について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成13年5月に採択された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「ストックホルム条約」という。）は、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的として、残留性有機汚染物質の製造及び輸出入、使用等に係る規制等について規定した条約である。我が国は、平成14年8月、本条約を締結した。これまで、本条約で意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、又は廃絶するための措置が必要な残留性有機汚染物質として規定されている物質については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）に基づき、法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入、使用及びこれらを含む製品の輸入を禁止する措置を講じてきたところである。

本年4月から5月にかけて開催されたストックホルム条約第12回締約国会議において附属書の改正が決定され、新たに3物質群が同条約の附属書A（廃絶）の対象に

追加された。ついては、我が国として条約の遵守に不可欠な措置として、法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質にクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン(MCCP)並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び LC-PFCA 関連物質を指定することとし、法第2条第2項、第24条第1項、第25条及び第28条第2項の政令の改正の立案をしようとするときとして、法第56条第1項第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。